

令和2年第4回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和2年12月18日午前9時00分、第4回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 4 今泉吉人 | 5 金田敏行 | 6 金田文子 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 7 伊藤 武

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 議案第75号

町道路線の認定について

(総務建設委員長報告)

日程第2 議案第76号

町道路線の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第77号

愛知県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第78号

東三河広域連合同約の変更について

(総務建設委員長報告)

日程第5 議案第79号

- 設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
制定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第6 議案第80号
設楽町妊産婦医療費支給条例の制定について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第7 議案第81号
設楽町道の駅したら条例の制定について
(総務建設委員長報告)
- 日程第8 議案第82号
設楽町税条例等の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第9 議案第83号
設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第10 議案第84号
設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第11 議案第85号
設楽町使用料条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告)
- 日程第12 議案第86号
設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について
(総務建設委員長報告)
- 日程第13 議案第88号
令和2年度設楽町一般会計補正予算(第6号)
(総務建設委員長報告)(文教厚生委員長報告)
- 日程第14 議案第89号
令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第15 議案第90号
令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第16 議案第91号
令和2年度設楽町つく診療所特別会計補正予算(第4号)
(文教厚生委員長報告)
- 日程第17 陳情第5号

最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 18 陳情第 6 号

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 19 陳情第 7 号

正規労働者が当たり前、安定した雇用と 1 日 8 時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 20 陳情第 8 号

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 21 陳情第 9 号

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 22 陳情第 10 号

沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 23 陳情第 11 号

障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 24 陳情第 12 号

消費税率 5 %への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情書

(総務建設委員長報告)

日程第 25 陳情第 13 号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 26 陳情第 14 号

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書

(文教厚生委員長報告)

日程第 27 所掌事務の調査報告

(設楽ダム対策特別委員長報告)

日程第 28 発議第 3 号

防災・減災、国土強靱化の強化を求める意見書（案）について

（追加）

日程第 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

（追加）

日程第 30 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について

（追加）

会 議 録

開会 午前 8 時 58 分

議長 おはようございます。令和 2 年第 4 回設楽町議会定例会（第 2 日）を開会します。本日、伊藤武君から病氣療養のため欠席届が出ておりますので、御承知置ください。ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に達していますので、会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。12 月も半ばを過ぎまして、今年も残すところ 10 日余りという時期となりました。本日は 12 月議会定例会最終日ということで、議員各位におかれましては、年の瀬で大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

今週に入りまして、全国的に急に真冬の天候となりまして、近年には珍しく 12 月に多くの雪が降ったというようなことで、田口でも積雪となりました。これから年末にかけては、穏やかな日になることを願っているところでもございます。

さて、全国で新型コロナウイルスの感染拡大が収まりません。全国一斉に GoTo トラベルが一時停止となったこと、また愛知県では県下全域で、酒類を提供する飲食店等に時短営業の要請が出されました。また、12 月に入って、新型コロナウイルス感染者が、近隣の東栄町で出ましたし、また新城市でも増加傾向にあります。設楽町の感染者数はゼロとなっておりますけれども、先日、新城設楽農林水産事務所の職員から感染者が出ております。いつ、町民から新型コロナウイルスの感染者が出てもおかしくない状況にもあります。これから、年末年始に向けて、周りの状況に注視をしながら、皆様方と感染防止に努めていきたいと思っております。

本日は、町長提出の追加議案はございません。定例会初日に上程いたしました議案につきまして、慎重審議のうえ、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。議会定例会最終日の審議に先立ちまして、私の「あいさつ」とさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田(敏) おはようございます。令和 2 年第 17 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和 2 年第 4 回定例会第 2 日の運営について、12 月 14 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会報告 26 件、委員会の調査報告 1 件、追加議案は、議員発議 1 件、継続調査の申出 2 件です。順次 1 件ごとに審議しますが、日程第 1 から日程第 26 までは、委員会付託案件で、一括上程します。なお、委員長報告に対する質疑、討論、採決は、それぞれ 1 件ごとに行

います。また、日程第28の追加議案は単独上程し、質疑、討論、採決を行います。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程第1、議案第75号「町道路線の認定について」から、日程第26、陳情第14号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

4 今泉 おはようございます。去る行われました総務建設委員会、委員長報告を発表します。

12月7日月曜日、8時58分から11時3分、総務建設委員会を開催。出席者、委員6名全員、議会事務局長、執行部が町長、副町長、教育長、総務課長、総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、教育課長、計10名。付託された議案9件、陳情7件、意見書の提出1件について審議。審議の結果を報告します。

「審査事件」、1 付託事件

(1) 議案第75号 「町道路線の認定について」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(2) 議案第76号 「町道路線の変更について」

質疑2件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

質疑、添付図面で「新区域」とされている区間は、今後ずっと「田口松戸線」という名称のままか。

答え、新しい田口松戸線は一部区間が設楽ダムに水没するが、残存する区間については「田口松戸線」のままとなる。

2件目、ダム完成後はこの路線は行止まりになるのか。

答え、水没部分以外は生活路線として存続する。名称等についてはその時点で考えたい。

次、水没しない区間は国道257号線との接続部分から変電所の辺りまでか。

答え、その通り。

(3) 議案第77号 「愛知県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村退職手当組合同規約の変更について」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(4) 議案第78号 「東三河広域連合規約の変更について」

質疑5件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

質疑、広域連合では新規の事業を始める場合、どのような手順で物事を決めていくのか。

答え、方法の一つは議員から議会の場で一般質問等を提案していただくこと。他に幹事会（加盟8市町村の部課長で編成）の議題に上げ、そこから副市長村長会議、市町村長会議に上げていく方法がある。

次、広域連合の議会の場で新しい提案をしても「その件については現在のところ考えていない」との答弁が非常に多い。加盟8市町村の抱えている問題はそれぞれ違うので、それぞれの地域の実情に合った広域連合になってもらいたい。

答え、先ずは幹事会の議題に上がらないと始まらない。その上で広域連合の事務局とよく連携して、地域の実情に合った提案が議題として上がっていくように取り組んでいく。

次、今回の規約変更は「地域産業を担う人材の育成支援に関すること」が広域連合の処理する事務に加えられているが、都市部と過疎地域では地域産業の内容が異なる為、支援に格差ができるのではないかと。

答え、広域連合に加盟している8市町村に在住の起業を目指す若者ならば、全て公平に支援を受けられる内容になっていると考える。

次、広域連合とは加盟する自治体間の共通課題を解決していく場だと考えるが、今回、「地域産業を担う人材の育成支援に関すること」が広域連合の処理する事務に加えられたことに関して、設楽町として不満な点はないのか。

答え、設楽町としても新規に起業、創業してくれる人が町内に来てくれることは大歓迎であると考えている。

次の答え、今回、「地域産業を担う人材の育成支援に関すること」が広域連合の処理する事務に加えられた大きな原因は、愛知県内において東三河から人口が他地区へ流出していることである。これは東三河全体で対策をとるべきものであり、広域連合として取り組んでいくことになった。

次、今回、広域連合が移住定住政策から一步踏み込んで、地域産業を担う人材の育成支援やビジネスプランの募集を行うということは、本来の大目的である移住定住政策から乖離してしまうのではないかと。

答え、移住定住と絡めて考えた場合、若い人材が東三河から出ていかないようにする為に具体的な政策は有効である。

(5) 議案第79号 「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」

質疑6件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

質疑、第4条(1)の中に「同一の日に2台以上の選挙運動自動車を使用される場合」とあるが、どのような場合を想定しているのか。

答え、1台は選挙活動用に使用し、もう1台を事務処理等に使用する場合等を想定していると考えている。

次、この条例では選挙運動用ビラの枚数についての規定がないが、枚数については法律の定めるところに従う、という理解でよいか。

答え、そのとおり。法律で1600枚までと規定されている。

次、ビラの枚数の規定の1600枚というのは、2種類のビラを作成した場合は、その合計が1600枚までということか。

答え、法律で、ビラは2種類まで、合計1600枚までと規定されている。

次、第11条でポスターの公費負担について定額×掲示板の数で規定しているが、予備で発注した枚数分は候補者の自費負担となるのか。

答え、その通り。

第4条(2)ウで選挙用自動車の運転手について、1日につき1人まで、12,500円までを公費で負担するとあるが、同一の日に複数の運転手を雇用した場合、これを1人工と考え、12,500円をそれぞれに分けて支払ってもよいのか。それともその中の1人分のみを12,500円以内で負担してもらえるのか。

答え、「同一の日において2人以上の選挙用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一人の運転手に限る」と規定されていますの

で、1人工ではなくて、いずれか1人分となる。

次、設楽町議会議員選挙にも供託金制度が導入されるが、立候補の自由を阻害することにはならないか。

答え、供託金没収点は「有効投票総数と議員定数の商の10分の1」なので、阻害になるとは考えていない。

(6) 議案第81号 「設楽町道の駅したら条例の制定について」

質疑11件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

質疑、計画段階から「歴史民俗資料館」と呼んでいたものを「奥三河郷土館」に直すよう指摘を受けたのはいつ頃か。

答え、どこかで名称を「奥三河郷土館」に戻さなければと考えていたが、そのタイミングを計っていたのが実情である。

次、教育委員会としては「歴史民俗資料館」という名称には違和感を感じていたということか。

答え、設楽ダムの周辺整備計画ではその名称で動いていたのは承知しているが、現在地からの移転という意味では名称は変えるべきではないと考えていた。特に不快な思いで考えていたわけではない。

次、「道の駅したら」という名称が決まった段階で「奥三河郷土館」に変更したのではないのか。

答え、名称を戻すタイミングが来たな、と感じたのはその時点である。

次、「道の駅したら」の名称を公募し、決定したのはいつか。

答え、6月上旬に町内の小中学生、高校生に対し公募を出し、結果が出たのが6月下旬、国交省に対する手続きを行ったのが6月末である。

次、国交省の7月1日のプレスリリースによれば、登録された道の駅したらの施設として「歴史民俗資料館（仮称）」と記されている。本条例を制定する際に名称を変更したのではないか。また、国交省に対し施設の名称の変更を申し出なければならないのではないか。

答え、国交省のプレスリリースは事務手続きの不備により、施設名称の変更が間に合わなかったものと考えている。施設の名称を「奥三河郷土館」に変更してもらうように申し出る。

次、第1条に「地域の産業や文化の振興に資し、地域活性化を図る道の駅したらを設置する」とあるが、当初からこのコンセプトで計画されていたのか。

答え、建設当初からこのコンセプトで動いている。

次、町長の就任当初からの方針として、公共工事にはできる限り設楽町産の木材を使用する、また、できる限り町内の業者が工事に関わることとされてきたが、現在、道の駅の内装工事の段階において、できる限り町内の業者が工事に関わるということコンセプトに欠けているように感じるがどうか。

答え、内装工事については、施設施工者との間で設楽町産材の調達率を上げるように打ち合わせている。

次、今回の工事は町内の業者の関わりが薄いと感じている。発注時の仕様も含め、役場の指導が足らなかったのではないか。

答え、発注時の仕様に沿った工事を行ってもらっている。

次、道の駅したらから清嶺トンネルまでの短い区間に大量のゴミが捨てられており、せつかく道の駅ができるのに美観的によろしくないと思われるが、何か対策をとれないか。

答え、道路管理者を含め関連機関に協議を進めていく。

次、駐車場の管理は教育委員会、産業課のどちらがするのか。

答え、道の駅の2階に観光協会が入るので、観光協会が管理することになる。

次、道の駅したらの中に産業課、教育委員会、観光協会の3つの組織が共存することになるので、役割分担を含め詳細な規則を定める必要があるのではないか。

答え、今後しっかりと協議して定めていく。

(7) 議案第82号 「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

(8) 議案第86号 「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」

質疑3件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

質疑、現在の入居申請の状況はどのようなものか。

答え、入居申請は少ない。

次、1名の方が2年を超えて入居されていると承知しているが、役場からはどのような話をしているのか。

答え、1年毎に転居してもらえるかどうか確認している。

次、一般の町営住宅にも担い手住宅と同程度の家賃の物件があると聞いているが、そちらへ転居してもらうような話をしているのか。

答え、そのような話をしているが、現在、津具地区の一般の町営住宅は埋まりつつあり、逆に担い手住宅の方に空きがあるという現状である。

(9) 議案第88号 「令和2年度設楽町一般会計補正予算(第6号)〔総務建設委員会所管〕」

質疑1件、討論なし、賛成多数、4対1で原案のどおり可決すべきものに決しました。

質疑、歳出2款1項3目の地方公共団体情報システム機構マイナンバー関連事務負担金の詳細を教えて欲しい。

答え、マイナンバーカードの発行にかかる経費として、地方公共団体情報システム機構に支払うものである。

(10) 陳情第5号 「最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」

賛成多数、4対1で聞き置くべきに決しました。

採択意見1件、日本の最低賃金は先進国の中で最も低く、採択が適当。

聞き置くべきとする意見、趣旨は理解できるが、自由経済社会において本陳情書のように一律に規定するのはいかなるものかと考え、聞き置くべきとするのが適当。

(11) 陳情第6号 「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」

賛成多数、4対1で趣旨採択。

採択意見1件、陳情の内容はもともとであり、採択が適当。

趣旨採択意見1件、趣旨は理解できるが、職務責任との整合性において労働条件確保がかなり優先されているように感じるので、趣旨採択が適当。

(12) 陳情第7号 「正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情書」

賛成多数、4対1で趣旨採択。

採択意見1件、陳情の内容は現実にはなかなか厳しいが、少しずつでも進めていく必要があると考えるので採択が適当。

趣旨採択意見1件、趣旨は理解できるが、実際に雇用する側としてはなかなか環境が整わないので趣旨採択が適当。

(13) 陳情第8号 「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」

賛成多数、4対1で趣旨採択。

採択意見1件、陳情の内容はもっともであり、採択が適当。

趣旨採択意見1件、趣旨は理解できる部分もあるが、道州制の導入が地方自治体に国の役割を丸投げするという考えには同意できないので、趣旨採択が適当。

(14) 陳情第9号 「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」

賛成多数、4対1で趣旨採択。

採択意見1件、陳情の内容はもっともであり、採択が適当。

趣旨採択意見1件、趣旨は理解できるが、トップランナー方式の廃止等、賛同できない部分もあるので、趣旨採択が適当。

(15) 陳情第10号 「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」

賛成多数、4対1で聞き置くべき。

採択意見1件、この問題は安全保障の問題でもあるが、地方自治の問題でもある。沖縄県の住民投票の結果を国は尊重すべきであり、採択が適当。

聞き置くべきとする意見1件、我が国の国防に関することでもあり、国と沖縄県との調整に委ねるのが適当と考えるので、聞き置くべきとするのが適当。

(16) 陳情第12号 「消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情書」

賛成多数、4対1で聞き置くべき。

採択意見1件、消費税は低所得者層にとって不公平な制度であり、消費税の増税により地域経済も打撃を受けている。消費税は元に戻すべきであり、採択が適当。

聞き置くべきとする意見1件、現状の国の財政状況を鑑み、減税は非現実的であると考えるので聞き置くべきとするのが適当。

2 所管事務の調査

(1) 「「防災・減災、国土強靱化の強化を求める意見書」の提出について」

全員賛成で採択。

採択意見1件、意見書の内容はもっともであり、採択が適当。

以上で終わります。

3 加藤 おはようございます。令和2年第4回文教厚生委員会委員長報告を行います。

12月10日木曜日午前8時58分から午前10時23分、文教厚生委員会を開催しました。出席者は 文教厚生委員5名、伊藤武議員からは欠席の届けが出ておりました。議長、それから議会事務局長と。執行部のほうは、町長、副町長、教育長ほか、所管の課長、所長さん10名であります。付託された議案8件、陳情3件を審議、審議の結果をただ今から報告します。

「審査事件」、1 付託事件

(1) 議案第80号 「設楽町妊産婦医療費支給条例の制定について」

質疑なし、討論なし 全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(2) 議案第83号 「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」
質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。
質疑ですが、国民健康保険加入者の負担はどうなるのか。

答弁、75歳以上の高齢者は後期高齢者なので関係がない。国保料については上がることはなく、基礎控除額が上がるので若干下がることになると思う、ということでした。

(3) 議案第84号 「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」

質疑3件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。
質疑ですが、八橋斎苑が3月末までに完成しても道路の供用ができるまで、清崎・津具斎苑を利用するのか。

答弁、道路が完成するまでは、今までどおりの利用となる。

質疑、新しい斎苑は、いつ頃から利用できるようになるのか。

答弁、道路工事は、5月一杯程度になると聞いているが、その前に完成した場合には、その時点から利用開始したい。

質疑、八橋斎苑が利用開始した後、清崎・津具斎苑の廃止条例が整備されるのか。また、名称は八橋斎苑のまま利用するのか。したら斎苑にはならないのか。

答弁、廃止条例を出す。名称は、豊根・根羽村も建設費負担をしているので、地区の名前をとって、八橋斎苑とした。

(4) 議案第85号 「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」

質疑5件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑、斎苑の使用で、住所だけでなく本籍も住民としたのはどういう理由か。

答弁、高齢になり、町外の福祉施設に入所した方も今まで、町民としてみえたことから住民としての扱いにした。

質疑、斎苑使用料が統一になった理由はなにか。

答弁、根羽村は、津具斎苑建設時に建設負担金を出していなかったが、今回は豊根・根羽村も建設負担金を拠出したので、同一とした。

質疑、死胎はどういう意味か。町外から見えて自殺等された場合の取扱いはどうなるのか。

答弁、死胎とは死産の時になる。基本的には町外の人の使用料となり、身元引受人がいなかった場合には、行旅人として県からそれに対するお金をもらう。

質疑、道の駅したらみんなのリビングの利用が午後5時からとなっているがどうしてか。午後5時前の空いている時間は利用できるのか。

答弁、原則的に昼間は一般に開放する予定である。

質疑、備考の欄の、町が共催する事業とはどんなものか。

答弁、学校行事とか移住定住イベント等の場合を想定している。

(5) 議案第88号 「令和2年度設楽町一般会計補正予算(第6号)〔文教厚生委員会所管〕」

質疑9件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑、教育費のFF式ファンヒーターの津具小学校15台と津具中1台では単価が違うが、どうしてか。

答弁、津具中の場合は、LL教室と大きな教室入れるため、単価が違っている。

質疑、旧豊邦小学校部分林収益金交付金について、統合時に清嶺小学校に帰属されたものではないのか。

答弁、統合の時の地元管理委員会との覚書により、収益は地元管理団体へ帰すことになっているので、そのとおりの処理をした。

質疑、子育て世帯臨時給付金の対象となる高校2・3年生の世帯はどのくらいか。

答弁、高校2・3年生の世帯と所得制限で1万円が交付されなかった世帯併せて68世帯になった。

質疑、教育費の繰越明許費はなにか。どうして繰り越すのか。

答弁、網戸取付修繕とFF式ファンヒーターの分である。網戸は田口小と名倉小だが、窓の形が複雑で制作までに時間がかかるとのこと。また、FF式ファンヒーターは現在需要が多く、納品が間に合わない可能性があるため。

質疑、地区敬老事業祝品のお金がなぜ国庫支出金に当てはまるのか。地区敬老事業交付金が減額されて、祝品事業が増えた理由は何か。祝品はどんなものか。

答弁、今年度は、コロナの影響で裏谷地区しか敬老会が実施されなかった。そのため、今年度から77歳と88歳の節目に送る予定だった祝品を77歳以上全員に商工会商品券を渡すことにした。コロナの影響で今回のようになったことから臨時交付金の対象とした。

質疑、在宅医療介護サポートセンター委託の減と配食サービス事業委託の増の理由は何か。

答弁、在宅医療介護サポートセンターは、東栄にある東栄医療センターの中にあるもので、コロナの影響で事業が出来なかったため減額した。配食サービスは、神田地域や清崎を除く清嶺地区の配達をシルバー人材センターに委託したため増額となった。

質疑、子育て世帯臨時給付金システム導入業務委託は、世帯数が少ないので、直接行っても良いのではないか。

答弁、エクセルでもできないことはないが、インターネットバンキングを利用すると1日で振込ができることから、システム連携のために委託した。

質疑、名倉保育園防風窓設置工事では、他の保育園への設置は必要ないのか。

答弁、コロナの影響で窓を開けることが多くなっているが、名倉保育園は砂ぼこりが多く舞うので、そのための対策を行う。他の保育園はそれ程でもないため、実施しない。

質疑、つぐ診療所特別会計繰出金の減額の理由は。

答弁、発熱外来診療体制確保支援補助金が国から交付されることになったための減。

(6) 議案第89号 「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第4号)」

質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑、基金の目標額はあるのか。

答弁、特にないが、将来の必要な時に使う。

(7) 議案第90号 「令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(8) 議案第91号 「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第4号)」

質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

(9) 陳情第11号 「障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」

質疑2件、採択1件、趣旨採択3で、趣旨採択にすべき。
採択意見ですが、当町においても人材不足は深刻であり、国により施策を実施してほしいので採択がよい。

趣旨採択意見ですが、内容は理解できるが、趣旨採択で良い。

(10)陳情第13号 「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」

質疑3件、趣旨採択1、聞き置く2、不採択1で聞き置くと決しました。

聞き置く意見ですが、内容が多義にわたっていて、賛成できる部分や出来ない部分もあるので、聞き置くで良い。

不採択意見、内容的にもっと検討しなければならない点もあるので、不採択で良い。

趣旨採択意見、多義にわたっているので、個別な意見書を出してもらえるような陳情書にしてほしいと思うので、趣旨採択で良い。

(11)陳情第14号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」

質疑2件、採択2、趣旨採択2、委員長判断により趣旨採択とする。

採択意見ですが、政治は弱者を助けるためのものであり、コロナの現状も考え採択にすべき。

趣旨採択意見、コロナの影響で多くの税金が投入されている。軽減ばかりしていると財政破綻が心配されるので、そこを考えると趣旨採択で良い、というものでした。

2 その他、なし。

以上であります。

議長 委員長の報告が終わりました。

日程第1、議案第75号から日程第26、陳情第14号までの質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第75号「町道路線の認定について」の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第75号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第75号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第76号「町道路線の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第76号について、採決します。採決は、起立によって行います。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第76号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第77号「愛知県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第77号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決 です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第77号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第78号「東三河広域連合規約の変更について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第78号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決 です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第78号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第79号「設楽町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第79号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第79号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第80号「設楽町妊産婦医療費支給条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第80号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第80号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第81号「設楽町道の駅したら条例の制定について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第81号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第81号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第82号「設楽町税条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第82号について、採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第82号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第83号「設楽町国民健康保険条例等の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第83号について、採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第83号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第84号「設楽町斎苑条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第84号について、採決します。採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第84号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第85号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
議案第85号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第85号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第86号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第86号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第86号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第88号「令和2年度設楽町一般会計補正予算（第6号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第88号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第88号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第89号「令和2年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第4号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第89号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第89号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第90号「令和2年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第90号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第90号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 議案第91号「令和2年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第4号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第91号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

議案第91号は、委員長報告のとおり、可決されました。

議長 陳情第5号「最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第5号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第5号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定しました。

議長 陳情第6号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第6号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第6号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

議長 陳情第7号「正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第7号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第7号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定をいたしました。

議長 陳情第8号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第8号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第8号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

議長 陳情第9号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第9号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第9号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定をいたしました。

議長 陳情第10号「沖縄県民の民意を真摯に受け止め、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第10号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第10号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定しました。

議長 陳情第11号「障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第11号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第11号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

議長 陳情第12号「消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第12号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第12号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定をいたしました。

議長 陳情第13号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第13号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第13号は、委員長報告のとおり聞き置くことに決定をいたしました。

議長 陳情第14号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

陳情第14号について、採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第14号は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

議長 日程第27「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 おはようございます。

令和2年第4回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告を行います。令和2年12月11日金曜日9時55分より、ここ設楽町役場議場において、設楽ダム対策特別委員会委員6名全員、設楽町からは横山町長ほか7名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは、真鍋所長ほか8名、愛知県豊川水系対策本部からは、竹内事務局長ほか4名、設楽ダム関連事業出張所からは村田所長ほか3名の出席をもって行いました。

近況報告を兼ね、御挨拶をいただいたのち、審査事件に入りました。「所掌事務の調査」として、「設楽ダム建設事業の進捗状況について」国土交通省より説明を受け、その後質疑を行いました。質疑は8件でありました。次に「その他」を行いました。質疑は4件ありました。その中で、かねてより要望しておりました立体模型について、予定は3月には完成する予定でありましたが、少し遅れており来年度には完成できるように、ということでありました。

その後、現地視察として、国道257号線4号橋下部と、上ヲロウ・下ヲロウの遺跡を現地調査をして、その後解散となりました。

以上で報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

議長 日程第28、発議第3号「防災・減災、国土強靱化の強化を求める意見書（案）について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

4 今泉 発議第3号。提出者、設楽町議会議員 今泉吉人、賛成者、設楽町議会議員 七原剛。「防災・減災、国土強靱化の強化を求める意見書（案）について」。

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由は、近年、頻発化・激甚化する災害に対して、防災・減災及び国土強靱化に関する社会資本整備を継続して実施するため、中長期的視点に立ち「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、安定的・持続的に財源確保がなされるよう、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

「防災・減災、国土強靱化の強化を求める意見書（案）」

近年、全国各地で風水害や地震をはじめとする自然災害が頻発化・激甚化しており、町民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は一層その重要性が増している。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（骨太の方針）において、2020年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の集中的実施と取組の加速化・深化を図るとしている。また、3か年緊急対策後も中長期的視点に立って具体的数値目標を掲げ、国土強靱化基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、オールジャパンで対策を進め、国家百年の大計として、災害に屈しない国土づくりを進めることとしている。

本町では、近年の状況・時代の要請に応じるため国や県と一体となった取組を

推進し、大規模自然災害により被災した場合でも町民の生命や財産を守り、社会・経済機能を維持するとともに、迅速な復旧・復興を可能とする強靱なまちを作り上げるため、令和2年3月に「設楽町地域強靱化計画」を策定し、推進しているが、緊急対策終了後となる来年度以降においても、こうした対策は継続して行うことが必要不可欠である。

よって、国におかれては、防災・減災、国土強靱化の強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 国土強靱化地域計画に基づく取組を確実かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後も、同様の予算・財源を安定的に確保すること。

2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算確保と対象事業の拡大に努めるとともに、十分な地方財政措置を講ずること。

3 社会資本の整備・管理に加え、災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員や体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は裏面のとおりです。

以上、提案理由と意見書案を読み上げましたが、去る12月1日に、政府が2021年度から2025年度の5年間で15兆円規模の新たな国土強靱化対策を閣議決定しました。しかしながら、設楽町議会としては、災害はいつでもどこでも起こり得るという観点から5年間の期限付ではなく、今後も国土強靱化対策、事業の継続や予算措置を引き続きお願いする意味でも別紙意見書（案）を提出したいと考えていますのでよろしくお願い致します。

以上で終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（なし）

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

発議第3号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第3号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第29「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いた

しました。

議長 日程第30「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。会議を閉じます。

令和2年第4回設楽町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

閉会 10時21分